ITKeeperＬＡＮフォルダ２　サービス条項

第１条（基本条項の適用）

１．本サービス条項は、「ITKeeper 基本条項」（以下「基本条項」といいます。）と一体となって効力を有し、乙の甲に対するＩＴＫｅｅｐｅｒ　ＬＡＮフォルダ２（以下「本サービス」といいます。）の提供に関して適用される契約（以下「本契約」といいます。）条件を定めるものとします。

２．本サービス条項の規定と基本条項の規定との間で齟齬が生じた場合、本サービス条項の規定が優先されるものとします。

第２条（用語の定義）

１．本サービス条項（別紙を含みます。）において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
対象機器	本サービスにおいて甲に提供されるＮＡＳ（Network Attached Storage）、外付ハードディスク（ＮＡＳのバックアップ専用装置）、ＵＰＳ（無停電電源装置）及びそれらの付属品を総称していいます。なお、別紙にて定めるサービスメニューのうち、甲が選択するオプションメニューによって提供する機器が異なります。
基本メニュー	乙が提供するＮＡＳに対する本サービスの提供のことをいいます。
オプションメニュー	乙が提供するＮＡＳに接続される機器に対する本サービスの提供のことをいいます。
クライアントＰＣ	本サービスの対象機器と同一ＬＡＮ上にある、甲保有のパソコンのことをいいます。
ＰＣバックアップソフトウェア	本サービスの特定の機能を利用するため、クライアントＰＣにインストールし、クライアントＰＣの内蔵ＨＤＤ内のデータをＮＡＳにバックアップするソフトウェアをいいます。
設定シート	乙が作成し甲に提供する、本サービスの設定内容を記載したシートをいいます。
ＵＳＢロックキー	乙が甲に提供する、ＮＡＳ起動時に必要なＵＳＢメモリをいいます。
スマートデバイス	キャリア網にてインターネットに接続できるデバイス（iPhone・iPad・Android 端末等）のことをいいます。

２．基本メニュー、及びオプションメニューの詳細については、別紙第１項（１）にて規定するものとします

第３条（本サービス）

本サービスは、以下に定めるサービスをいいます。

標準サービスの種類	適用になる基本条項
１．対象機器の提供	売買条項
２．対象機器の導入サービス	請負条項
３．対象機器の保守サービス	
３－１．ヘルプデスクサービス	委任条項
３－２．部品交換サービス	請負条項
３－３．復旧支援サービス	委任条項
４．対象機器の随時サービス	委任条項

第４条（本サービスの申込条件）

１．甲は、対象機器の新品購入と同時の場合、基本メニューを申し込むことができます。なお、対象機器を既に保有している場合のみ、オプションメニューを申し込むことができるものとします。

２．甲は、本サービスの申し込みに際し、基本条項、並びに本サービス条項の内容を確認のうえ、重要事項確認書に記名押印するとともに、乙に提出していることを前提とします。

第５条（対象機器の提供）

１．乙は、対象機器として別紙第１項（１）に定めるメニューのうち甲が選択するメニューに応じた種類の機器を甲に提供するものとします。

２．甲に提供される対象機器の型式、及び仕様等については、本サービスの仕様に適合するよう乙が任意に定めることができるものとします。

第６条（事前導入準備）

１．　甲は、本サービスの提供を受けるにあたり、甲の責任と費用負担によりローカルネットワークの構築、並びに甲が保有するデータを保全する措置を講じるものとします。なお、対象機器に記憶されているデータが損壊又は損失した場合であっても、乙は、理由の如何を問わず、当該データの損壊又は損失について何らその責任を負うものではありません。

２．　甲は、本サービスを利用するために必要となる通信機器やそれらに附随して必要となる機器等、及びインターネット接続のための契約等については、甲の責任と費用負担により事前に準備するものとします。

３．　甲は、乙が本サービス提供の事前環境調査として、対象機器、及び対象機器が接続されている甲のネットワーク環境（インターネット接続回線、ＨＵＢ、パソコン、サーバー、ファイアウォール、配線等）の情報を含め、本サービスの提供を受けるにあたり必要となる情報（以下「必要情報」といいます。）を乙に提供するものとします。なお、必要情報の提供がない場合、乙は、本サービスの実施につき何らその責任を負うものではありません。

第７条（対象機器の導入サービス）

１．　乙は、対象機器の導入サービスとして、ＮＡＳ本体、及びオプション機器の設置・設定、クライアントＰＣ設定、導入時説明を実施するものとします。なお、対象機器の設置方法は据え置きのみとします。

２．　乙は、第６条３項で規定される事前環境調査を元に設定シートを作成します。乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、設定シートが作成されない場合、もしくは設定シートに記載のない事項は、対象機器の導入サービスの対象外とします。

３．　甲は、乙が対象機器の導入サービスを実施するにあたり、対象機器の設置スペース、作業を行うのに十分な作業スペース、及び電源を準備すると共に、乙に無償にて提供するものとします。

４．　乙は、甲がオプションメニューのＰＣバックアップを申し込んだ際には、対象クライアントＰＣに対し、ソフトウェアセットアップを行います。

５．　甲は、オプションメニューのＰＣバックアップのセットアップ時、甲の保有するクライアントＰＣの不具合により、正常に初回バックアップが取れない場合は、甲の責任と費用負担によりクライアントＰＣの不具合を修繕する措置を講じるものとします。なお、初回バックアップの実施は、バックアップ開始の確認をもって作業完了といたします。

６．　乙は、甲がオプションメニューの追加ユーザー登録を申し込んだ際には、設定シートに基づき、追加分のユーザー登録内容をＮＡＳへ設定するものとします。

７．　甲は、対象機器の導入サービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、「ITKeeper 作業完了報告書」に記名押印するものとします。なお、甲の当該記名押印をもって対象機器の導入サービスは完了するものとします。

８．　甲は、設定シートに記載された必要情報に変更があった場合、新たな必要情報を乙に提供するものとします。なお、必要情報の変更により本サービスの提供ができなくなったとしても、乙は本サービスの提供について何ら責任を負うものではありません。

９．　対象機器の導入サービスの詳細については、別紙第１項（３）にて規定するものとします。

第８条（対象機器の保守サービス）

１．　乙は、対象機器の保守サービスとして、ヘルプデスクサービス、部品交換サービス、及び復旧支援サービスを実施するものとします。

２．　対象機器の保守サービスの保証範囲は、機能保証となり故障の内容又は状況により、同一性能の同等部品又は別メーカーの製品と交換する場合があるものとします。

３．　対象機器の保守サービスは、設定シートに記載された内容の範囲内での提供とし、それ以外に関する内容については対象外とします。なお、設定シートに記載された内容の範囲内であっても、乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。

４．　対象機器の保守サービスの詳細については、別紙第１項（４）にて規定するものとします。

第９条（ヘルプデスクサービス）

１．　乙は、ヘルプデスクサービスとして、対象機器、及びＰＣバックアップソフトウェアの操作支援、障害診断、及び障害切り分けを、別途乙が指定する電話番号への甲からの電話を端緒として提供します。

２．　前項の障害診断、及び障害切り分けは、対象機器の障害が発生した場合、一次的に電話により、また、二次的に保守要員を訪問させることにより、障害診断と障害切り分けを行います。なお、保守要員の訪問の要否は、乙が判断するものとします。

第１０条（部品交換サービス）

１．　乙は、対象機器のハードウェアに起因する障害が発生していると判断した場合、保守要員を訪問させ、対象機器の修理を実施するものとします。

２．　対象機器の修理において、部品交換を行ったにも拘わらず対象機器に発生した障害が復旧しない場合、乙は対象機器の部品交換による初期導入状態に修復するものとします。

３．　乙が、発生した障害の状態により対象機器の修理ができないと判断した場合、乙は修理ができない旨、並びにその理由を甲に説明することをもって当該対象機器の修理の実施につき責任を免れるものとします。

４．　対象機器メーカーによる部品供給の打ち切り又は対象機器メーカーの倒産などの理由により部品交換が困難となった場合、乙は、対象機器の修理の実施について何ら責任を負うものではありません。

５．　対象機器の部品交換が実施された場合、当該対象機器から交換された旧部品の所有権は、乙に帰属するものとします。なお、旧部品に記録されていたデータに関しては、乙は何ら責任を負うものではありません。また、甲は、旧部品の所有権の乙への帰属を望まない場合、別途有償にて当該旧部品を購入することができるものとします。

６．　本サービス満了後の部品交換サービスは、部品調達が可能な限り、別途有償による随時保守にて対応するものとします。

第１１条（復旧支援サービス）

１．　乙は、復旧支援サービスとして、ヘルプデスクサービスでなされた障害診断・一次切り分け情報を元に保守要員を訪問させることによって、機器設定復旧、ＮＡＳリストア環境構築、ＰＣバックアップソフトウェアによるイメージバックアップのリストア作業を実施します。

２．　甲は、復旧支援サービスの実施前に、設定シートを乙に提示するものとします。なお、甲が設定シートを提示しない場合、乙は、復旧支援サービスを実施しない場合があります。

３．　ＰＣバックアップイメージのリストア作業は、クライアントＰＣのＨＤＤ障害によるディスクの交換後に、ＮＡＳにバックアップされた当該ＰＣクライアントのイメージバックアップデータをリストアするものとし、異なるクライアントＰＣへのイメージバックアップデータのリストアは対象外とします。

４．甲は、復旧支援サービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、乙が発行する「保守レポート」に記名押印するものとします。なお、甲の当該記名押印をもって復旧支援サービスは完了するものとします。

５．　前項の復旧支援サービスの完了後、対象機器、及びクライアントＰＣに生じた不具合、並びに当該不具合に基づく甲のデータの滅失、毀損等について、乙は何ら責任を負うものではありません。

第１２条（対象機器の随時サービス）

１．　乙は、対象機器の随時サービスとして、甲の要望により、ファイルまたはフォルダの復旧作業、ＰＣバックアップソフトウェアによるイメージバックアップのデータ復旧作業、ＰＣバックアップソフトウェアの再インストール、もしくはアンインストール作業、スマートデバイス対応の設定作業を実施するものとします。

２．　甲は、対象機器の随時サービスの料金として、本サービスの基本料金・月額費用とは別に追加作業費用を乙所定の支払方法に従って乙に支払うものとします。

３．　対象機器の随時サービスについては、甲の指示のもと乙が作業するものとし、甲指定の作業中に対象機器に記憶されているデータが損壊又は損失した場合であっても、乙は、当該データの損壊又は損失について何らその責任を負うものではありません。

４．　対象機器の随時サービスは、設定シートに記載された内容の範囲内での提供とし、それ以外に関する内容については対象外とします。なお、設定シートに記載された内容の範囲内であっても、乙は、全ての内容に回答し、甲の要望を全て解決することを保証するものではありません。

５．　対象機器の随時サービスの詳細については、別紙第１項（５）にて規定するものとします。

第１３条（本サービスの提供時間）

本サービスは、別紙第１項（２）で規定するサービス提供時間帯において、それぞれ提供されるものとします。

第１４条（本サービスの開始日及びサービス満了日）

１．本サービスのサービス開始日は、「ＩＴＫｅｅｐｅｒ作業完了報告書」に記載された検収日とします。

２．本サービスのサービス満了日は、第１項に定めるサービス開始日より３年または５年が経過した日の属する月の末日とし、別紙第１項（１）①記載のとおりとします。

３．甲は、サービス満了日の６０日前から３０日前までに乙所定の申込書を乙に提出することにより、別紙第１項（１）①記載の「更新時の申込内容」に応じて、本サービスを１年間更新することができるものとします。但し、当該更新はサービス開始から５年を超えない範囲とします。

第１５条（本サービスの契約期間）

本サービスの契約期間は、前条に定めるサービス開始日からサービス満了日、もしくはサービス開始日から第１７条のサービス解約手続に基づき本契約が終了する解約日までとします。但し、第１９条（サービス提供の廃止）、第２１条（サービス提供の停止）、及び基本条項第４８条により本契約が終了する場合はこの限りではありません。

第１６条（サービス料金）

１．甲は、本サービスの申込に際して、基本料金を支払うものとします。

２．甲は、本サービスの追加申込に際して、契約変更手数料を支払うものとします。

３．甲は、甲が選択した別紙第１項（１）で規定するメニューごとに別途乙が定める初期費用を乙所定の支払方法に従って乙に対して支払うものとします。

４．甲は、甲が選択した別紙第１項（１）で規定するメニューごとに別途乙が定める月額費用を、毎月乙所定の支払方法に従って乙に対して支払うものとします。なお、サービス開始日の属する月の月額費用は発生しないものとします。但し、本サービス終了日の属する月の月額費用は発生するものとし、甲は、本サービス終了日の属する月の月額費用全額を乙所定の支払方法に従って乙に対して支払うものとします。

５．理由の如何を問わず、乙は甲より支払われた基本料金、初期費用、及び月額費用を甲に返金しないものとします。

第１７条（本サービスの解約）

１．本サービスの解約日は、解約申請書に記載された解約日とします。

２．甲は、乙所定の解約申請書により解約日の２ヵ月前までに解約申請手続きを行うことにより、本サービス契約を解約することができるものとします。但し、甲は、サービスの開始から１２カ月間は解約できないものとし、１２カ月を経過する前に解約を希望する場合は、別紙第３項にて規定する解約金を一括で支払うものとします。

第１８条（本サービスの変更）

乙は、理由の如何を問わず、本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。

第１９条（本サービス提供の廃止）

１．乙は、乙の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

２．前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービス廃止日の２ヵ月以上前までに甲に対してその旨を通知するものとします。

３．本条に基づき、乙が、全部を廃止した場合、第１７条に定める解約金の支払義務は発生しないものとします。

４．乙は、本条に基づきサービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２０条（本サービス提供の中止）

１．乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部又は一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

２．乙は、本サービスの全部又は一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。

３．乙は、本条に基づきサービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２１条（本サービス提供の停止）

１．　乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく直ちに本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。

（１）　支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの費用等の支払がなされない場合

（２）　本サービスの申込、及びその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合

（３）　乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、又は同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合

（４）　乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合

（５）　本規約に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合

（６）　その他乙が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合

２．　乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします

（１）　本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合

（２）　乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合

３．　乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。

第２２条（甲の責任）

甲は、対象機器の障害発生に備え、甲の費用負担において以下各号に規定する内容を実施する責任を負うものとします。なお、乙は、以下各号について何ら責任を負うものではありません。

（１）　ＵＳＢロックキーの保管と管理

（２）　甲が保有するデータの保全措置

（３）　障害復旧の為のＲＡＩＤの同期（リビルド）作業以外の甲保有のデータに関する退避や戻し入れ等の操作

（４）　対象機器メーカーが定める適正な使用方法と対象機器の障害時のヘルプデスクへの連絡

第２３条（甲の協力）

１．　本サービスの実施に伴い、乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所、及び対象機器の修理に必要な部品等の保管場所を無償で乙に提供するものとします。

２．　甲は、乙の保守要員が対象機器の保守サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。

３．　甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。

第２４条（適用除外）

以下各号に定める作業については本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。

（１）　以下の①から③のいずれかに起因する対象機器の障害又は故障の修理

①　対象機器メーカー指定外の媒体又は消耗品等の使用

②　対象機器メーカーの定める使用環境以外での使用

③　対象機器メーカーの保証が適用されない対象機器の不適正な使用、火災、水害、異常電流、甲による輸送、もしくは乙又は対象機器メーカー従業員（対象機器メーカーの委託先従業員を含む）以外の者により実施された改造又は作業等

（２）　対象機器に記憶されたデータ、及び甲の保有するデータのバックアップ作業、並びにデータの一時的な退避、及びそのデータの戻し入れに関する作業

（３）　甲により対象機器等の設定変更が行われたことによって対象機器、及び対象機器等に障害が発生した場合の障害復旧作業

（４）　コンピュータウイルス、及び不正アクセスによって対象機器、及び対象機器等に障害が発生した場合の障害復旧作業

（５）　天災地変、火災、盗難、騒乱、その他の不測の事故、もしくは甲の故意、過失または不適正な使用によって対

象機器、及び対象機器等に障害が発生した場合の障害復旧作業
（６） 対象機器の保守サービスの提供に伴い、設定作業が必要となる場合で、甲が乙に対して、必要情報が記載された甲が保管する設定シートを提供できない場合の対象機器等の再設定作業
（７） 対象機器の保守部品が入手困難となった場合の対象機器の修理
（８） 前各号の他、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業

第２５条（秘密保持等）
１．甲及び乙は、本サービスの提供に関して相手方から知得した情報のうち、書面にて秘密である旨が明示された情報に関しては、秘密を保持するものとします。
２．甲は、本サービスの提供に関して乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、または第三者に開示してはならないものとします。

第２６条（秘密情報の取り扱い）
１．乙は、「電気通信事業法」（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号）に基づき利用者の通信の秘密、及び本サービスの提供に関連して知り得た利用者の秘密情報を保護し、当該利用者の許可なく秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。
２．「刑事訴訟法」（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 131 号）及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（平成 11 年 8 月 18 日法律第 137 号）に基づき捜査機関により強制処分が行われた場合、乙は当該処分の範囲内で前項の秘密保持義務を負わないものとします。
３．「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号）第４条第１項規定の要件が充たされた開示請求があった場合、乙は当該開示請求の範囲内で本条第１項の秘密保持義務を負わないものとします。

第２７条（免責）
１．乙は、本サービスの提供により、甲の保有する情報に関するデータ保管、及びセキュリティの安全性、及び完全性を保証するものではありません。
２．本サービスは、甲の保有する情報に関するデータが対象機器に完全にバックアップされることを保証するものではありません。また、乙は、対象機器の性能、有用性、及び完全性を保証するものではありません。
３．甲は、自己の保有する情報に関するデータについて、自己の責任と費用負担においてバックアップ等の措置を講ずるものとし、事由の如何を問わず当該データが損壊又は損失した場合であっても、乙は何ら責任を負うものではありません。
４．甲によってクライアントＰＣおよびスマートデバイス等にインストールされたソフトウェア等が原因で対象機器、及び対象機器等の設定等が正常に実施できない場合であって、乙が合理的な努力をもって作業を実施したにもかかわらず設定等ができない場合には、乙は、その設定等について何ら責任を負うものではありません。

第２８条（損害賠償責任）
１．甲は、乙の本契約違反による損害を被った場合に限り、甲が利用している乙の本サービスの利用料金の１ヵ月分相当額を上限として、現実に生じた通常の直接損害について賠償請求できるものとします。なお、甲が本条項により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から６ヶ月間に限られるものとします。
２．前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、もしくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、もしくは損失等、又はその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意又は過失により発生した場合も含む。）甲又は第三者の損害、及び権利侵害について、乙は一切の責任は負わないものとします。但し、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。
３．甲が本契約に違反、不正行為、または甲の責に帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合は、乙は甲に対し損害賠償を請求できるものとします。
４．乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については一切その責任を負わないものとします。

（本頁以下余白）

別　　紙

１．本サービスの詳細

（1）　メニュー

① 本サービスは、以下の基本メニューとオプションメニューにより構成されるＮＡＳ、及び周辺機器の提供をします。

≪基本メニュー≫

商品名	サービス満了日
ＬＡＮフォルダ２　基本料金	－
ＬＡＮフォルダ２　４ＴＢモデル	サービス開始日より３年が経過した日の属する月の末日
ＬＡＮフォルダ２　２ＴＢモデル	
ＬＡＮフォルダ２　１ＴＢモデル	
ＬＡＮフォルダ２　４ＴＢ　Ｈモデル	
ＬＡＮフォルダ２　２ＴＢ　Ｈモデル	
ＬＡＮフォルダ２　１ＴＢ　Ｈモデル	
ＬＡＮフォルダ２　４ＴＢ　ＨＡモデル	サービス開始日より５年が経過した日の属する月の末日
ＬＡＮフォルダ２　２ＴＢ　ＨＡモデル	
ＬＡＮフォルダ２　１ＴＢ　ＨＡモデル	

※ＬＡＮフォルダ２ 基本料金は、新規にて基本メニューを申込時に必要となります。なお、当該基本料金は、原則として本サービスを申込みされるＮＡＳ本体１台ごとに必要となります。但し、２台以上のＮＡＳ本体を申込む場合において、導入サービス実施が同時である場合、当該基本料金は対象機器１台分とします。

≪オプションメニュー≫

商品名	サービス満了日
ＬＡＮフォルダ２　契約変更手数料	－
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ（４ＴＢ）	サービス開始日より３年が経過した日の属する月の末日
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ（２ＴＢ）	
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ　Ｈモデル（４ＴＢ）	
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ　Ｈモデル（２ＴＢ）	
ＬＡＮフォルダ２　オプション　ＵＰＳ	
ＬＡＮフォルダ２　オプション　ＰＣバックアップ	
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ　ＨＡモデル（４ＴＢ）	サービス開始日より５年が経過した日の属する月の末日
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ　ＨＡモデル（２ＴＢ）	
ＬＡＮフォルダ２　オプション　ＵＰＳ　ＨＡモデル	
ＬＡＮフォルダ２　オプション　ＰＣバックアップ　ＨＡモデル	
ＬＡＮフォルダ２　追加作業	－
ＬＡＮフォルダ２　解約金	－

※ＬＡＮフォルダ２ 契約変更手数料は、既にＬＡＮフォルダ２を契約している甲が、契約内容を変更する場合（オプションメニュー追加やＰＣバックアップの減数）にかかる手数料となります。

「更新時の申込内容」

※サービス満了日がサービス開始日より３年が経過した日の属する月の末日とされているもので、、対象機器をサービス開始日から５年を超えない範囲で更新する場合、契約更新時の申込内容は下記のとおりとなります。なお、延長保守にかかるサービス料金は、別途乙が指定するものとします。

ＬＡＮフォルダ２　４ＴＢモデル　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　２ＴＢモデル　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　１ＴＢモデル　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ（４ＴＢ）　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ（２ＴＢ）　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　４ＴＢ　Ｈモデル　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　２ＴＢ　Ｈモデル　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　１ＴＢ　Ｈモデル　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ　Ｈモデル（４ＴＢ）　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　オプション　外付ＨＤＤ　Ｈモデル（２ＴＢ）　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　オプション　ＵＰＳ　延長保守
ＬＡＮフォルダ２　オプション　ＰＣバックアップ　延長保守

② 機器詳細

<<基本メニュー>>

	４ＴＢモデル	２ＴＢモデル	１ＴＢモデル
型番	HDL-XR8.0/R	HDL-XR4.0/R	HDL-XR2.0/R
メーカー	アイ・オー・データ機器		
RAID 構成	RAID6		
HDD 構成	2TB × 4	1TB × 4	500GB × 4
保存容量	4TB	2TB	1TB

	４ＴＢ　Ｈモデル	２ＴＢ　Ｈモデル	１ＴＢ　Ｈモデル
型番	HDL2-H8/R	HDL2-H4/R	HDL2-H2/R
メーカー	アイ・オー・データ機器		
RAID 構成	拡張ボリューム		
HDD 構成	4TB × 2	2TB × 2	1TB × 2
保存容量	4TB	2TB	1TB

	４ＴＢ　ＨＡモデル	２ＴＢ　ＨＡモデル	１ＴＢ　ＨＡモデル
型番	HDL2-HA8/R	HDL2-HA4/R	HDL2-HA2/R
メーカー	アイ・オー・データ機器		
RAID 構成	拡張ボリューム		
HDD 構成	4TB × 2	2TB × 2	1TB × 2
保存容量	4TB	2TB	1TB

※ 基本メニューは、乙から甲に対して事前確認調査を行った結果、決定されるものとします。
※ ＮＡＳは市販品をリコーカスタマイズした商品であり、仕様の一部が市販品と異なります。
※ ＮＡＳの仕様はメーカーが定めるものとし、仕様に基づいたＮＡＳの稼動に必要となるファームウェアの自動アップデート等についてはメーカー所定の条件において行なわれるものとします。
※ ＮＡＳに同梱されるＵＳＢロックキーは、お客様にて大切に保管・管理して下さい。紛失するとＮＡＳにアクセスできなくなります。
※ ＮＡＳに接続するクライアントＰＣの推奨台数は最大３２台です。
※ ＮＡＳ用に、インターネット接続環境とローカルネットワーク上のＩＰアドレス１個が必要です。

<<オプションメニュー>>

	外付ＨＤＤ（４ＴＢ）	外付ＨＤＤ（２ＴＢ）	ＵＰＳ	ＰＣバックアップ
型番	HDC2-U4.0S/R	HDJ-U2.0/R	BY35S	ActiveImage Protector
メーカー	アイ・オー・データ機器		オムロン	ネットジャパン
仕様	HDD:4TB USB2.0/1.1 接続	HDD:2TB USB2.0/1.1 接続	正弦波出力 350VA/210W 4 出力ｺﾝｾﾝﾄ	HDD ｲﾒｰｼﾞﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ 完全/増・差分ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ ｽｹｼﾞｭｰﾙﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ 対応

	外付ＨＤＤ Ｈモデル（４ＴＢ）	外付ＨＤＤ Ｈモデル（２ＴＢ）
型番	ZHD-UTX4 又は HDJA-UT4W/LD	ZHD-UTX2 又は HDJA-UT2W/LD
メーカー	アイ・オー・データ機器	
仕様	HDD:4TB USB3.0/2.0 接続	HDD:2TB USB3.0/2.0 接続

	外付ＨＤＤ ＨＡモデル（４ＴＢ）	外付ＨＤＤ ＨＡモデル（２ＴＢ）	ＵＰＳ ＨＡモデル	ＰＣバックアップ ＨＡモデル
型番	HDJA-UT4W/LD 又は HDJA-UTN4/LDB	HDJA-UT2W/LD 又は HDJA-UTN2/LDB	BW40T	ActiveImage Protector
メーカー	アイ・オー・データ機器			ネットジャパン
仕様	HDD:4TB USB3.0/2.0 接続	HDD:2TB USB3.0/2.0 接続	正弦波出力 400VA/250W 4 出力ｺﾝｾﾝﾄ	HDD ｲﾒｰｼﾞﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ 完全/増・差分ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ ｽｹｼﾞｭｰﾙﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ 対応

※ ＵＰＳのバッテリーは消耗品扱いとし、４年目以降のバッテリー交換作業にはバッテリーをご購入頂く必要があります。
※ ＰＣバックアップの対応上限台数はクライアントＰＣ１０台とし、クライアントＰＣに内蔵されたＨＤＤのドライブレターが割り当てられた領域をバックアップします。
※ ＰＣバックアップはメーカー製パソコンが対象です。自作パソコンや改造の加えられたＰＣは対象外です。
※ ＰＣバックアップは、同一セグメント内の有線ＬＡＮ環境下でのご利用に限ります。
※ ＰＣバックアップの台数変更は可能ですが、外付ＨＤＤ、ＵＰＳのみの途中解約はできません。

（２）　提供時間

標準サービスの種類	提供時間
１．対象機器の提供	月曜日から金曜日の９：００～１７：００ （土曜、日曜、祝日、年末年始等の乙の指定日を除く）
２．対象機器の導入サービス	
３－１　ヘルプデスク	９：００～２１：００　年中無休 （日曜、祝日、年末年始等の乙の指定日は受付のみ）
３－２　部品交換	月曜日から金曜日の９：００～１７：００ （土曜、日曜、祝日、年末年始等の乙の指定日を除く） 平日 9:00～15:00 の受付分は当日オンサイト対応
３－３　復旧支援サービス	
３－４　追加オンサイト対応	

（３）　対象機器の導入サービス

乙は対象機器の導入サービスとして、①～⑦の実施項目について詳細欄に記載の内容の作業を行います。但し、④～⑦については、甲が選択するメニューによって実施する内容も選択されます。

①　ＮＡＳ設置・設定

実施項目	詳細
ＮＡＳ設置	ＮＡＳの設置、接続を行う。
設定シート作成	ＮＡＳの設定情報を記載するシートを作成する。
ユーザー登録	１０アカウントまでのユーザー登録を行う。
専用フォルダ作成	各アカウントに対して１つの専用フォルダの作成を行う。
グループ作成	５つ迄のグループ作成とそれぞれのグループへのユーザー割当を行う。
共有フォルダ作成	５つ迄の共有フォルダ作成とそれぞれのアクセス権を設定する。

※　事前環境調査を元に設定シートを作成します。

※　設定シートは保守時に必要となるため、お客様にて大切に保管・管理して下さい。

②　クライアントＰＣ設定

実施項目	詳細
ネットワークドライブ作成	共有フォルダ、専用フォルダをネットワークドライブに割り当てる。
ショートカット作成	デスクトップにＮＡＳのショートカットアイコンを作成し、疎通確認する。

③　導入時説明

実施項目	詳細
使用方法説明	電源ＯＮ/ＯＦＦの仕方やステータスランプの確認方法の説明をする。 ＮＡＳへのアクセス方法やファイルの移動方法の説明をする。 パスワードの変更方法の説明をする。 管理画面へのログイン方法の説明をする。

④　外付ＨＤＤ設置・設定

実施項目	詳細
外付ＨＤＤ設置	オプションの外付ＨＤＤの設置、接続を行う。
バックアップ設定	甲の指定する共有フォルダのバックアップ設定を行う。
使用方法説明	ステータスランプの確認方法の説明 外付ＨＤＤへのアクセス方法やファイルの移動方法の説明

⑤　ＵＰＳ設置・設定

実施項目	詳細
ＵＰＳ設置	オプションのＵＰＳの設置、接続を行う。
ＵＰＳ設定	ＮＡＳのシャットダウンの設定をする。
使用方法説明	電源ＯＮ／ＯＦＦの仕方、アラームや警告灯の意味の説明をする。

⑥　ソフトウェアセットアップ

実施項目	詳細
ソフトウェアインストール	ＰＣバックアップソフトウェアのインストールを行う。
ＰＣバックアップ設定	インストールしたＰＣバックアップソフトウェアのスケジュール設定を、お客様との調整内容に基づき設定する。
初回バックアップ実施	初回バックアップの開始を実施する。
使用方法説明	ＰＣバックアップソフトウェアの操作やファイル/フォルダ単位でのリストア方法の説明をする。

※　稼動中のデータベースファイルや PC メーカー固有パーティション等、一部バックアップやリストアができないファイルがあります。

※　クライアントＰＣの故障やネットワークの不具合などにより、正常にバックアップが取れない場合は、お

客様の責任と費用負担により、修理、修復をして頂きます。
※ 初回バックアップ実施はバックアップの開始を確認して作業完了といたします。

⑦ 追加ユーザー登録

実施項目	詳細
追加ユーザー登録	追加で１０アカウントまでのユーザー登録を行う。
追加専用フォルダ作成	追加で各アカウントに対して１つの専用フォルダの作成を行う。
追加グループ作成	追加で５つ迄のグループ作成とそれぞれのグループへのユーザー割当を行う。
追加共有フォルダ作成	追加で５つ迄の共有フォルダ作成とそれぞれのアクセス権を設定する。

（4） 対象機器の保守サービス

乙は対象機器の保守サービスとして、①～④の実施項目について詳細記載の内容の作業を行います。

① ヘルプデスクサービス

実施項目	詳細
問い合わせ対応	ＬＡＮフォルダ２に関する操作方法の説明、故障などの不具合内容の確認と修理受付を実施する。
障害診断、障害切り分け	本サービスの問題か、それ以外の問題か障害個所を切り分ける。
保守要員手配	保守要員に状況を伝え、訪問作業の手配を実施する。
電話番号	０１２０－５６８－７３５

※ ヘルプデスクにお問合せの際には、契約時に発行される契約ＩＤが必要となります。
※ 障害診断は、設定シートの内容を対象とし、それ以外の設定等には対応できない場合があります。

② 部品交換サービス

実施項目	詳細
ＮＡＳ部品交換	ＮＡＳの故障部品を交換する。
ＵＰＳ交換	ＵＰＳの交換をする。
外付ＨＤＤ交換	外付ＨＤＤの交換をする。

※ 機器部材交換が伴う作業は、基本的に翌営業日対応となりますが、機材の発送によっては、翌営業日以降になります。
※ 故障による部品交換に伴う作業、及び何らかの不具合により機器が正しく機能しない場合は、設定シートの内容に基づき再設定を実施します。
※ ＵＰＳのバッテリーは消耗品扱いとし、４年目以降のバッテリー交換作業にはバッテリーをご購入頂く必要があります。

③ 復旧支援サービス

実施項目	詳細
機器設定復旧	設定シートに記載の設定値を再設定する。
ＮＡＳリストア環境構築	ＮＡＳのＲＡＩＤ崩壊に伴う、外付ＨＤＤのバックアップデータを閲覧できるようにする。
イメージバックアップのリストア	クライアントＰＣのＨＤＤ障害に伴う、クライアントＰＣのイメージバックアップデータを当該ＰＣにリストアする。

※ 機器設定復旧は、設定シートの内容に基づき再設定を実施します。
※ 障害復旧のための同期（リビルド）作業以外のお客様データに関する操作は行いません。
※ イメージバックアップのリストアは、クライアントＰＣのＨＤＤ交換後のリストアを対象とします。ウイルス感染やソフトウェア不具合の復旧の為のリストアは対象外です。

（5） 対象機器の随時サービス

乙は対象機器の随時サービスとして、保守要員を派遣して以下の作業を行います。

実施項目	詳細
ファイル/フォルダ復旧代行作業	お客様に代わりファイルやフォルダ単位でのリストアを実施する。
イメージバックアップのリストア	ＨＤＤ交換以外の理由でクライアントＰＣのイメージバックアップデータをリストアする。
再インストール	お客様都合によるパソコンの買い替えや入れ替え等によるＰＣバックアップソフトウェアの再インストール作業を実施する。
アンインストール	お客様都合によるパソコンの買い替えや入れ替え等によるＰＣバックアップソフトウェアのアンインストール作業を実施する。
スマートデバイス対応の設定作業	基本メニューの４ＴＢモデル、２ＴＢモデル、１ＴＢモデルに限り、ＮＡＳ内のデータをスマートデバイスで閲覧できるようにＮＡＳおよびスマートデバイスの設定を実施します。

２．動作環境

（１）　対象機器

本サービスの対象機器にアクセス可能なデバイスは、以下のスペックを有しているクライアントＰＣ、もしくはサーバーとします。

項目	詳細
ＣＰＵ	下記で定めるＯＳの必要推奨スペックに準ずる
メモリ	下記で定めるＯＳの必要推奨スペックに準ずる
ＯＳ	Windows10 ※1 Windows Server 2019 ※2,3 / Windows Server 2016 ※2,3 ※1 設定画面はデスクトップモードでご利用ください。 ※2 ActiveDirectory、およびWebブラウザによる設定画面操作、プリントサーバー機能などはサポート対象外です。 ※3 デスクトップ エクスペリエンスのみ対応。 ※メーカーサポートが終了したOSはサポート対象外 ※全て日本語版に限ります。
通信プロトコル	TCP/IP
ブラウザ	Microsoft Internet Explorer11.0以上 ※設定画面はデスクトップモードでご利用ください。 ※サーバーOSからの設定画面利用はサポート対象外です。 ≪4TBモデル、2TBモデル、1TBモデルの場合≫ ※Internet Explorer10.0でご利用の場合、互換モードを有効にしてご利用ください。 ※Internet Explorer11.0でご利用の場合、[互換表示設定]で本商品を互換対象に加え開発者ツールからドキュメントモードを7に設定する必要があります。

（２）　ＰＣバックアップ

ＬＡＮフォルダ２ オプション ＰＣバックアップを利用可能な端末は、以下のスペックを有しているクライアントＰＣとします。

項目	詳細
ＣＰＵ	Pentium4 または同等以上のCPU
メモリ	1024 MB 以上
ＨＤＤ空き容量	1.5GB 以上
ＯＳ	Windows10 (32/64ビット) ※日本語版に限ります。
対応ファイルシステム	FAT16、FAT16X、FAT32、FAT32X、NTFS

本サービスを利用するに当たって必要なインターネット環境は、以下の通りとします。

項目	詳細
メール送信	サブミッションポート(TCP 587番ポート)が利用可能であること
時刻調整	時刻調整用NTP及びSNTP(UDP 123番ポート)が利用可能であること

本サービスのメールによる通知(受信)を利用するに当たって必要な環境は、以下の通りとします。

項目	詳細
メール受信	lf2.itkeeper.jp ドメインからのメール受信が可能であること
メールクライアント	Outlook, Windows Mail

３．解約金

本サービスの解約金は、￥２０，０００とします。

（本頁以下余白）